

河南町消費生活だより

第19号 平成27年12月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前 9時～12時

午後 1時～4時

みなさん、こんにちは。

マイナンバー（個人番号）の通知が10月から始まりました。

国民生活センターによると、電話や手紙、メール、来訪などで、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする消費者トラブルが報告されています。

そこで、第19号では、「マイナンバー制度に関連した消費者トラブル」について、事例を取り入れながら考えたいと思います。



マイナンバー

こんな相談が報告されています！！

- ・行政機関を名乗り、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる。至急、振込先の口座番号を教えてほしい」という電話があった。
- ・「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中」と言う女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- ・「マイナンバー制度が始まると金融機関に登録されている個人情報に訂正がある場合は取り消さなければならない」という電話があった。
- ・行政機関をかたり、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを電話で聞かれた。
- ・公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするための金銭を要求され、現金を渡してしまった。



マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、金銭を要求することは一切ありません。このような内容の電話や手紙、メール、来訪には注意しましょう！

●トラブルにあわないための注意点をご紹介！！

- ✓ 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。
- ✓ 安易に、他人に個人番号を教えないようにしましょう。
- ✓ 通知カードや個人番号カードを不必要に持ち歩いたり、他人に見せたりしないようにしましょう。
- ✓ マイナポータルなどを用いて、自分の個人番号が不正利用されていないかチェックしましょう。



(マイナポータル: インターネット上で自分に関する個人情報のやりとりの記録が確認できるシステムで平成29年1月利用開始予定)

内閣府 マイナンバー専用コールセンター

- マイナンバー制度全般の相談
- 0570-20-0178

総務省 個人番号カードコールセンター

- 通知カードや個人番号カードについての相談
- 0570-783-578

消費者ホットライン 又は、富田林市消費者相談室

- 不審な電話などを受けた時の相談
- 188 (消費者ホットライン)、0721-25-1000 (富田林市消費者相談室)



「おかしいな」「困ったな」と思ったら、一人で悩まず、すぐに相談しましょう。

また、マイナンバーに関する問い合わせ先をご紹介しますので、参考にしてください。

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。

消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課 (役場2階)

☎0721-93-2500 (内線281・282)

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。

